

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪市中央区城見2-1-61	1-014280
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市垂水町3-28-33	1-010668

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年3月26日 ～ 令和7年6月25日 (3か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

パナソニックEWエンジニアリング(株)及びパナソニック環境エンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

このことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2第14号ア及びイに該当するため。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第14号ア及びイに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
ア 指示処分を受けたとき	当該認定をした日から2か月以上6か月以内
イ <u>営業停止処分を受けたとき</u>	<u>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)